

## 県内建設業者の合併等に関する特例要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、県内の優良な建設業者の合併その他の協業化の促進を図るため、県が発注する建設工事における資格審査及び指名競争入札に参加する者の選定等における特例について必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによる。

- (1) 会社 会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号の会社をいう。
- (2) 入札参加資格者 建設工事執行規則（平成8年広島県規則第39号）第6条本文の資格の認定を受けている者をいう。
- (3) 主たる営業所 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の営業所のうち主たるものをいう。（営業所を統括し、指揮監督する権限を有する1箇所の営業所で、建設業許可申請書別紙二(1)又は別紙二(2)に主たる営業所として記載したものをいう。以下同じ。）
- (4) その他の営業所 建設業法第3条第1項の営業所のうち主たる営業所以外のものをいう。
- (5) 県内業者 主たる営業所を県内に有する入札参加資格者をいう。
- (6) 協業組合 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号の協業組合をいう。

### (入札参加資格審査の特例)

第3条 県内に主たる営業所を有する者であって、次の各号のいずれかに該当するもの（以下「合併会社等」という。）は、入札参加資格審査の特例の適用を申請することができる。

- (1) 会社である県内業者が合併をした場合における合併後存続する会社（以下「合併存続会社」という。）
- (2) 会社である県内業者の合併によって新設される会社（以下「合併新設会社」という。）
- (3) 他の県内業者（当該事業譲渡により建設業に係る事業の全部を廃止するものに限る。以下「事業譲渡人」という。）の建設業に係る事業の全部を譲り受けた県内業者（以下「事業譲受人」という。）
- (4) 他の県内業者（当該会社分割により建設業に係る事業の全部を廃止するものに限る。以下「分割会社」という。）の建設業に係る事業の全部を承継した県内業者（以下「分割承継会社」という。）
- (5) 県内業者を組合員として設立され、かつ、その組合員の全員が建設業に係る事業の全部を廃止している協業組合（以下「全部協業組合」という。）

### (総合数値の調整)

第4条 合併会社等の建設工事入札参加資格の審査（以下「資格審査」という。）における総合数値は、次のとおりとする。

- (1) 前条の申請の日において有効であった県建設工事入札参加資格者名簿（以下「名簿」

という。)の有効期間

建設工事入札参加資格再認定取扱要領(平成6年6月8日制定)第9第1項の規定によって算出した総合数値に1.15を乗じたもの

(2) 前号の加算措置経過後最初の名簿の有効期間

建設工事入札参加資格審査事務処理要領(平成5年10月1日制定)第2項の規定によって算出した総合数値に1.1を乗じたもの

(3) 端数処理

前各号における総合数値の算出において、小数第一位以下の端数があるときは、小数第一位を四捨五入処理するものとする。

2 前項により算出した総合数値による格付けが、合併をした会社、事業譲渡人及び事業譲受人、分割会社及び分割承継会社又は全部協業組合の組合員(以下「合併当事会社等」という。)の最上位の等級の2等級以上上位となる場合は、1等級上位に止めるものとする。  
(受注機会の確保措置)

第5条 次の基準を満たす合併会社等は、入札参加資格の再認定を受けようとする業種について、受注機会の確保措置を受けることができる。

(1) すべての合併当事会社等が、第3条の申請の日までの2年以内に、受注機会の確保措置を受けようとする業種のいずれかについて最終請負契約金額が500万円以上の県発注工事の元請施工実績を有すること

(2) すべての合併当事会社等が、第3条の申請の日までの2年以内に、建設業者等指名除外要綱(昭和41年1月29日制定。以下「指名除外要綱」という。)第2項第1号の規定による指名除外措置(営業不振によるものを除く。)、県発注工事における下請負の制限基準(平成14年4月1日制定)による下請制限措置又は建設業法に基づく監督処分を受けたことがないこと

第6条 前条の受注機会の確保措置は、次のとおりとする。

(1) 合併会社等の主たる営業所の所在地の地域においては、本来の等級のほか、その直近下位等級の格付けも有するものとみなして建設工事指名業者等選定要綱(昭和40年12月27日制定。以下「選定要綱」という。)第6条、一般競争入札事務処理要綱(事前審査型)(平成7年4月1日制定。以下「一般競争入札(事前審査型)要綱」という。)3(1)イ(ア)及び一般競争入札事務処理要綱(事後審査型)(平成19年10月1日制定。以下「一般競争入札(事後審査型)要綱」という。)3(1)イ(ア)を適用する。

(2) 合併当事会社等のその他の営業所で、平成13年4月1日以降に県と建設工事請負契約を締結した実績があるものについては、選定要綱第5条第5項第4号の地理的条件の判断、一般競争入札(事前審査型)要綱3(3)ア及び一般競争入札(事後審査型)要綱3(3)アの適用において、合併会社等の主たる営業所とみなす。(県工事の受注実績のある合併当事会社等の主たる営業所で、合併会社等のその他の営業所であるものを含む。)

なお、県工事の受注実績については、受注機会の確保措置を受けようとする業種のものに限る。

2 前項の措置は、第3条の申請の日から起算して3年を経過した日が属する年度の末日まで

行うものとする。

ただし、当該期間経過後も、当分の間、当該措置を継続することができる。

(施工実績等)

第7条 一般競争入札における公告で定める施工実績については、合併存続会社及び合併新設会社にあつては当該合併によって解散した会社、事業譲受人にあつては事業譲渡人、分割承継会社にあつては分割会社、全部協業組合にあつてはその組合員の施工実績を含んだものとする。

2 全部協業組合については、特定建設工事共同企業体取扱要綱（平成2年12月11日制定）における特定共同企業体の構成員になることを認める。

(特例措置の適用除外)

第8条 次の各号のいずれかに該当する場合は、第4条又は第6条に定める措置を行わない。

(1) 合併当事会社等が指名除外要綱別表第11号に該当する場合

(2) その他第4条又は第6条に定める措置を行うことが著しく不相当と認められる場合

(特例措置の取消)

第9条 合併会社等が次の各号のいずれかに該当するにいたつた場合は、第4条の規定による入札参加資格の認定を取り消して再認定要領第9の規定による入札参加資格の認定を行い、第6条第1項の措置が行われているときは、以後これを行わないものとする。

(1) 分社化等により、合併、事業譲渡、会社分割又は全部協業組合の設立（以下「合併等」と総称する。）の目的が達せられなくなつたと認められる場合

(2) 指名除外要綱第2項第1号の指名除外措置又は建設業法に基づく監督処分を受け、第4条又は第6条に定める措置を行うことが適当でないとして認められる場合

(申請期限)

第10条 合併会社等は、第3条に規定する申請を合併等の日から6か月以内に提出しなければならない。

(建設工事入札参加資格等審査会)

第11条 知事が必要と認める場合は、この要綱の適用についてあらかじめ建設工事入札参加資格等審査会（以下「審査会」という。）に諮ることができる。

2 この要綱に定めのない事項又はこの要綱の規定の適用について疑義が生じた場合は、審査会の意見を聴いて別に定める。

(結果の通知等)

第12条 知事は、第4条の規定により入札参加資格の認定を行ったときは、再認定要領第11の規定にかかわらず、様式第2号及び第3号により申請者に通知するとともに、様式第4号により各発注機関に周知するものとする。

(その他)

第13条 入札参加資格の審査又は指名業者の選定等に関して、この要領に定めのない事項については、従前の例による。

## 附 則

1 この要領は、平成15年6月1日から施行し、当面、令和8年3月31日までに第3条の申請があつたものについて適用する。

平成16年改正附則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

平成18年改正附則

この要綱は、平成18年5月1日から施行する。

平成19年改正附則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

平成20年改正附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

平成21年改正附則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

平成22年改正附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

平成23年改正附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

平成25年改正附則

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

平成28年改正附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

令和3年改正附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

## 合併等による特例適用申請書

広島県知事 様

所在地  
申請書 商号及び名称  
代表者氏名

担当者氏名  
電話番号

県内建設業者の合併等に関する特例要綱第3条の規定により次のとおり申請します。  
なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

申請理由	1 合併 2 事業の譲渡 3 会社分割 4 協業組合の設立		
合併消滅会社等の状況	1 吸収合併により消滅する会社 2 新設合併により消滅する会社 3 事業の譲渡により建設業を全部廃業する者 4 会社分割により建設業を全部廃業する者 5 協業組合の設立により建設業を全部廃業する組合員		
	所在地		
	商号又は名称		
	建設業許可番号		
	入札参加資格の内容		

(注)

- この申請と併せて建設工事入札参加資格再認定要領による再認定申請を要しますので注意してください。
- 合併の場合は合併存続会社又は合併新設会社が、事業の譲渡の場合は事業譲受者が、会社分割の場合は分割承継会社が申請してください。
- 「申請理由」の欄については、該当する数を○で囲んでください。
- 「合併消滅会社等の状況」の欄については、合併消滅会社等で該当する数を○で囲み、合併により消滅する会社、事業の譲渡、会社分割又は協業組合の設立により建設業を全部廃業する者の所在地等を記入してください。  
3者以上の場合は、欄を追加して記入してください。
- 第6条第1項第2号に規定する受注機会の確保措置を受けようとする者は、平成13年4月1日以降に県と建設工事請負契約を締結したことを証する書面（建設工事請負契約書等）を提出すること。

入札参加資格認定通知書

所在地  
商号又は名称  
代表者氏名

令和 年 月 日付けで申請のあった入札参加資格については、次のとおり資格があると認定しましたので、通知します。

令和 年 月 日

広島県知事 印

1 資格の内容

業種	年間平均完成 工事高(千円)	客観数値	主観数値	総合数値	格付等級	平均工事 成績点

2 格付けの等級の特例

公募公告の格付要件の判断に当たっては、主たる営業所（営業所を統括し、指揮監督する権限を有する1箇所の営業所で、建設業許可申請書別紙二(1)又は別紙二(2)に主たる営業所として記載したものをいう。以下同じ。）の所在地の地域においては、1の格付等級のほか、その直近下位等級の格付けも有するものとみなして一般競争入札に参加できるものとする。

3 主たる営業所の特例

公募公告の地理的要件等の判断に当たっては、本来の主たる営業所のほか、〇〇営業所（〇〇市町（区））も主たる営業所であるものとみなして一般競争入札に参加できるものとする。

4 有効期間

令和 年 月 日から令和 年3月31日までとする。ただし、令和 年度においても、当該年度における資格が認定される日まで有効とする。

なお、2及び3の特例措置の適用期間は、令和 年 月 日から令和 年3月31日までとする。

ただし、2及び3の特例措置は、適用期間満了後も別に通知する日まで有効なものとして取扱う。

様式第3号

入札参加資格認定取消通知書

所在地  
商号又は名称  
代表者氏名

現在認定を受けている次の資格については、令和 年 月 日付けで取り消します。

令和 年 月 日

広島県知事 印

取り消した資格の内容

業種	客観数値	主観数値	総合数値	等級

令和 年 月 日

関係局（部）課長 様  
関係地方機関の長 様  
関係機関の長 様

副 知 事  
(建設産業課)

建設工事入札参加資格再認定等通知書

県内建設業者の合併等に関する特例要綱第12条の規定に基づき、次のとおり通知します。  
なお、当該認定内容は令和 年 月 日から有効なものとし、現在認定している当該業者の入札参加資格については、同日付けで取り消します。

また、県内の優良な建設業者の合併等の協業化の促進を図るという目的を踏まえ、一般競争入札における資格要件の審査及び指名業者の選考において留意してください。

1 建設業者名

- (1) 所在地
- (2) 商号又は名称
- (3) 代表者氏名
- (4) 建設業許可番号

2 入札参加資格再認定業種等

業種	年間平均完成 工事高（千円）	客観 数値	主観 数値	総合 数値	等級	平均工 事成績	その他の項目

3 格付けの等級の特例



合併会社等の主たる営業所の所在地の地域においては、2の等級のほか、その直近下位等級の格付けも有するものとみなして建設工事指名業者等選定要綱第6条、一般競争入札事務処理要綱（事前審査型）3（1）イ（ア）及び一般競争入札事務処理要綱（事後審査型）3（1）イ（ア）を適用する。

#### 4 主たる営業所の特例

建設工事指名業者等選定要綱第5条第5項第4号の地理的条件の判断、一般競争入札事務処理要綱（事前審査型）要綱3（3）ア及び一般競争入札事務処理要綱（事後審査型）3（3）アの適用において、本来の主たる営業所のほか、〇〇営業所（〇〇市町（区））も主たる営業所とみなす。

#### 5 有効期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。ただし、令和 年度においても、当該年度における資格が認定される日まで有効とする。

なお、3及び4の特例措置の適用期間は、令和 年 月 日から令和 年3月31日までとする。

ただし、3及び4の特例措置は、適用期間満了後も別に通知する日まで有効なものとして取扱う。